

(個人・代表者その他業務を行う役員用)

## 誓約書

私は、質屋営業法第3条第1項第4号に掲げる

心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの（精神機能の障害により質屋の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

に該当しないことを誓約します。

年 月 日

島根県公安委員会 殿

住所

氏名